

令和5年度 物品等入札結果一覧 (12月分)

入札日	案 件 名	落札業者	落札金額 (単位：円)
R5. 12. 12	物価高騰対応重点支援給付金支給事業人材派遣	(株)J&Jヒューマンソリューションズ 東日本事業部 中部営業所	2,406,375



入札見積履歴

案件番号 2311302321700602106
調達整理番号 133
案件名称 物価高騰対応重点支援給付金支給事業人材派遣

最新更新日時 2023.12.12 09:24

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2004872301	株式会社J&Jヒューマンソリューションズ 東日本事業部 中部営業所	<u>2,406,375.00円</u>		
2	2000862708	アデコ株式会社 名古屋第3支社	<u>2,576,100.00円</u>		
3	2000874701	株式会社パソナ パソナ・名古屋	<u>2,879,898.00円</u>		
4	2004402800	キャリアリンク株式会社	<u>3,244,150.00円</u>		
5	2004938901	パーソルテンプスタッフ株式会社 中部BPOサービス部	辞退		

戻る

労働者派遣基本契約書

末尾に定める派遣先（以下、「甲」という。）及び派遣元（以下、「乙」という。）とは、労働者派遣に関し、次のとおり取引の基本事項を定める。

第1条（適用範囲）

本契約は、甲乙間で締結される個別労働者派遣契約（以下、「派遣契約」という。）について適用する。

第2条（労働者派遣契約）

甲及び乙は、労働者派遣に際し、派遣契約の内容を書面にして記録し、かつ乙は甲に対し、派遣労働者の氏名等法定事項を所定の方法で通知する。

第3条（派遣料金）

1. 甲は、乙に対し、労働者派遣に対する対価として派遣料金（消費税は別途）を支払う。派遣料金は業務内容等により、その都度定める。
2. 派遣料金の支払いについては、毎月月末を締日とし、請求のあった日から1か月以内に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。
3. 派遣料金の計算及び割増派遣料金は、特に定めのない限り次のとおりとする。
 - 1) 1日あたり実働8時間又は1週間あたり40時間を超えて勤務する部分については25%の割増料金を加算する。なお、1週間の起算日は月曜日とする。また、毎月1日を起算日とする1ヶ月間において法定休日勤務分を除いて1ヶ月60時間を超えた部分については50%の割増料金を加算する。
 - 2) 午後10時から午前5時までの勤務の部分については25%の割増料金を加算する。
 - 3) 法定休日の勤務については35%の割増料金を加算する。
 - 4) 法定外休日の勤務については25%の割増料金を加算する。
 - 5) 派遣料金は1分単位で計算し、端数は切り捨てとする。

第4条（派遣受入期間の制限）

1. 派遣会社及び派遣先は、事業所その他派遣就業の場所（以下「事業所等」という。）ごとの業務について、派遣可能期間（3年間、ただし意見聴取手続により延長された場合はその期間。）を超えて、派遣労働者を派遣しまたは受け入れてはならない。
2. 派遣先は、個別契約を締結するにあたり、あらかじめ、派遣会社に対し、派遣受入可能期間の制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を書面（電子メール、ファクシミリによる通信を含む。以下同じ。）により派遣会社に通知する。
3. 派遣先が、個別契約の締結後に、意見聴取手続を経て派遣可能期間を延長した場合は、その都度、派遣会社に対して、書面により抵触日の通知をする。
4. 労働者派遣法第40条の2第1項但書により、派遣可能期間の制限のない場合は、本条は適用し

ない。

5. 派遣会社及び派遣先は、第2項の通知がなかった場合には、個別契約を締結してはならない。

第5条（就業）

甲は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令並びに本契約及び個別契約に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させなければならない。また、乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、業務の遂行に支障を生じ、又は甲の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

第6条（責任者の選定等）

1. 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任する。
2. 甲は派遣労働者を直接指揮命令する者（以下、「指揮命令者」という。）を定める。指揮命令者は、業務の処理について、派遣契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

第7条（派遣労働者の交替の要請）

甲は、乙の派遣労働者が業務の遂行にあたり著しく不適切と認められる場合には、理由を明示してその派遣労働者の交替を乙に要請することができるものとし、乙は要請が妥当と認められる場合には、派遣労働者を交替しなければならない。ただし、紹介予定派遣の場合を除く。

第8条（金銭、有価証券等の取扱い）

甲は乙の派遣労働者に金銭、有価証券その他貴重品の取扱いをさせない。ただし、業務上必要がある場合には、乙所定の覚書を締結するものとし、覚書で定めた範囲でのみ取扱いをさせることができる。

第9条（出張、車両の使用）

甲は、乙所定の覚書を締結することにより、乙の派遣労働者に出張又は車両使用をさせることができる。

第10条（知的財産等の取扱い）

乙の派遣労働者が、派遣契約に定める業務の遂行にあたり作成した書類、ソフトウェア、マニュアルその他のすべての成果物（有形・無形を問わない）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、特許権等のすべての権利は、その性質上甲に帰属若しくは移転し得ないものを除き、原則として甲に帰属し、又は権利の発生と同時に乙の派遣労働者から甲に移転するものとする。ただし、権利の帰属又は移転に際し、関係諸法令により乙の派遣労働者に対し相当の対価の支払い等が必要となる場合には、甲は当該法令上必要な措置を講じる。

第11条（労働者派遣法その他関係諸法令の遵守）

1. 甲及び乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）、派遣先が講ずべき措置に関する指針、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針、労働基準法、労働安全衛生法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以

下、「育児介護休業法」という。)その他関係諸法令等で定められているところに従い、各自必要な措置をとる。

2. 甲及び乙は、乙の派遣労働者から、育児介護休業法に基づく、育児休業、介護休業、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、勤務時間の短縮等の措置、子の看護休暇又は介護休暇の請求が乙にあった場合には、その請求に対し適切な措置を講じる。
3. 甲及び乙は、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントその他のハラスメント(以下、「ハラスメント等」という。)の防止等に配慮するとともに、万が一、乙の派遣労働者からハラスメント等に関する苦情又は相談を受けた場合には、誠実かつ迅速に必要な対応を行う。

第12条 (雇用の禁止)

甲は、派遣契約期間中は乙の派遣労働者を雇用してはならない。なお、甲が派遣契約期間中に当該派遣労働者の雇い入れを行おうとする場合は、あらかじめ乙の承諾を得たうえで、甲、乙及び派遣労働者との三者合意の下、当該派遣契約を解除し、新たに紹介予定派遣契約又は有料職業紹介契約を締結する。

第13条 (業務上災害)

派遣就業にともなう派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。

第14条 (契約の解除)

1. 甲乙いずれかにおいて次の各号の一に該当し、又は本契約及び派遣契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときには、その相手方は何ら催告することなく本契約及び派遣契約の全部若しくは一部を解除し、又は解除権の行使とともに損害賠償の請求をすることができる。
 - 1) 第三者に対する債務のため、強制執行、保全処分、租税滞納処分等を受け若しくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし若しくは受けたりしたとき、又は死亡若しくは解散したとき
 - 2) 小切手又は手形の不渡りを一回でも発生させたとき
 - 3) 甲が本契約にて定める派遣料金の支払いを怠ったとき
 - 4) 前号を除く本契約又は派遣契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - 5) 財産状態が悪化する等、債務の履行を困難とする相当な事実があると相手方が認めたとき
2. 甲が前項各号の一に該当したときには、乙に対する残債務の全額を直ちに現金で支払わなければならない。
3. 甲のやむを得ない事情により、派遣契約の全部又は一部をその契約期間の途中で解除しようとする場合には、甲は乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ1か月以上の猶予期間をもって乙に書面にて解除の通知を行う。
4. 甲及び乙は、派遣労働者の責めに帰すべき事由以外の事由によって派遣契約の解除が行われた場合、甲の他部署への就業斡旋等、乙において他の派遣先を確保すること等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努める。

5. 甲は、甲の責めに帰すべき事由による派遣契約の解除において、前項による新たな就業機会の確保が出来ない場合、少なくとも乙に生じた休業手当、解雇予告手当額等に相当する額以上の額について、損害の賠償を行う。
6. 派遣契約の解除について、甲及び乙双方の責めに帰すべき事由がある場合には、それぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮する。
7. 甲は、派遣契約の解除を行う場合であって、乙から請求があったときは、派遣契約の解除を行う理由を乙に対し明らかにする。

第15条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - 1) 暴力団
 - 2) 暴力団員
 - 3) 暴力団準構成員
 - 4) 暴力団関係企業
 - 5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - 6) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明する。
 - 1) 暴力的な方法による要求をすること
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
 - 4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害すること
 - 5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること
 - 6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
 - 7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
 - 8) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならない。
4. 甲及び乙は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならない。
5. 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
6. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

第16条 (派遣労働者の個人情報の保護)

1. 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報、労働者派遣法第35条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限る。ただし、目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び紹介予定派遣において許されている範囲である場合又は他の法律に定めのある場合には、この限りではない。
2. 甲及び乙は、本業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び個人の秘密を、正当な理由なく他人に漏洩してはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第17条（機密保持）

1. 乙は、甲の営業上の機密、取引先の機密、個人情報、その他甲における業務遂行に関し知り得た事項を、正当な理由なく他人に漏洩してはならない。
2. 乙は、派遣労働者その他の乙の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第18条（損害賠償）

1. 乙の派遣労働者が、派遣契約に定める業務の遂行において、故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合には、乙は甲に賠償責任を負う。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者（以下、「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む）により生じたと認められる場合及び、派遣契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
2. 前項の場合において、その損害が、乙の派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令との双方に起因するときは、甲乙協議し損害の負担割合を定める。
3. 甲は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、乙に書面で通知する。

第19条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。
2. 本契約の有効期間が終了した場合でも、終了前に締結された派遣契約については、本契約が派遣契約の有効期間中適用される。

第20条（合意管轄）

本契約、覚書及び派遣契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とする。

第21条（協議事項）

本契約の各条項に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議し円満に解決する。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者各自記名捺印し各1通宛これを保有する。

令和5年12月15日

派遣先(甲) 江南市
市長 澤田 和延

派遣元(乙) 名古屋市中村区名駅南1-16-30
東海ビルディング6階
株式会社J&Jヒューマンソリューションズ
東日本事業部 中部営業所
代表取締役社長 松井 克行

物価高騰対応重点支援給付金支給事業人材派遣 仕様書

物価高騰対応重点支援給付金支給人材派遣は、本仕様書の定めるところによる。

1	契約方法	労働者派遣契約
2	派遣期間	令和5年12月25日から令和6年3月29日まで
3	派遣場所	江南市役所庁舎内及び江南消防署3階大会議室西
4	派遣内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	業務の履行に当たっては、江南市契約規則及び労働者派遣法、その他関係法令を遵守すること。
7	資格要件	別紙のとおり
8	支払方法	支払いは、月ごとの支払いとする。
9	その他	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
10	問い合わせ	江南市健康福祉部福祉課 電話 0587-54-1111 (内線 255)

物価高騰対応重点支援給付金支給事業人材派遣 仕様書 (詳細)

物価高騰対応重点支援給付金支給における受付等事務の業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 業務の内容

(1) 窓口対応業務

- ①制度概要及びスケジュールについての窓口相談対応業務
- ②給付金支給までの手順についての窓口相談対応業務
- ③手続きについての窓口相談対応業務
- ④確認書受理状況についての窓口相談対応業務
- ⑤その他窓口相談対応全般
- ⑥窓口での確認書及び添付書類の受付及び確認業務

⑦その他①～⑥に付随する業務

(2) 電話対応業務

① 制度概要及びスケジュールについての電話問合せ対応業務

② 支給までの手順についての電話問合せ対応業務

③ 手続きについての電話問合せ対応業務

④ 確認書受理状況についての電話問合せ対応業務

⑤ その他電話問合せ対応全般

⑥ その他①～⑤に付随する業務

(3) 確認書等事務業務

① 確認書等発送業務

② 返信用封筒の開封等業務

③ 確認書等及び添付書類の確認及び正常書類・不備書類の分別業務

④ 不備書類の再郵送業務

⑤ 正常書類記載内容の確認及び審査

⑥ 正常書類の受付処理業務

⑦ 正常書類の補記業務

⑧ 給付決定通知書等の発送準備業務

⑨ 電算システムへ確認書記載内容の入力業務

⑩ 入力済データの確認及び修正業務

⑪ 入力を完了した確認書のファイリング及び保管業務

⑫ その他①～⑪に付随する業務

(4) リーダー業務

本業務を円滑・的確に遂行するため派遣労働者の中で、上記(1)(2)(3)業務に加え下記業務を行い指導的ないし調整的役割を果たす者を配置しリーダー業務を行う。

①当該複数の派遣労働者を代表して業務上の打合わせや業務状況の報告

②派遣先からの業務上の指揮命令その他派遣労働者への伝達

③他の派遣労働者に対して行う仕事の割り付け、順序、緩急の調整等業務の遂行方法に関する調整

④他の派遣労働者に対して業務遂行に関する指導

2 本業務における派遣期間及び派遣人数

① 令和5年12月25日(月)～令和6年1月17日(水) 4名(内リーダー1名)

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ② 令和6年1月18日(木)～令和6年1月31日(水) | 3名(内リーダー1名) |
| ③ 令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木) | 2名(内リーダー1名) |
| ④ 令和6年3月1日(金)～令和6年3月29日(金) | 2名(内リーダー1名) |

※上記期間のうち土日及び祝日を除く、62日

予定業務時間：① 100時間45分

(一人あたり)② 77時間30分

③ 147時間15分

④ 155時間

3 派遣労働者の就労条件

(1) 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで(実働7時間45分)

ただし、業務の進捗状況に応じて、勤務時間を超えて就業する場合がある。

(2) 休息時間

原則として午前11時30分から午後1時30分までの間で、ローテーションにより各自1時間休憩をとることとする。

(3) 就労条件

事務業務の実務経験が1年以上あり、かつ少なくともマイクロソフト製オフィス(Word・Excel)の操作ができること。

本業務は専用の入力端末を使用するので入力業務・照会業務に支障のない程度の経験を備えていること。

窓口及び電話対応において、社会通念上必要と思われる接遇が可能であること。

(4) 勤務場所

江南市役所庁舎内及び江南消防署3階大会議室西

4 派遣労働者の遵守事項

(1) 法令等及び江南市職員の業務上の命令に従う義務

(2) 信用失墜行為の禁止

(3) 秘密を守る義務(就業期間終了後も同様とする。)

(4) 業務への専念義務

(5) 特定個人情報を含む個人情報等保護について、派遣先及び派遣元の取り組みに従う義務

5 派遣元に求める事項

- (1) 本業務を円滑に遂行するための派遣元における実施体制を構築すること。
- (2) 本業務に必要なスキルを有する人員を十分に確保できる体制が構築されていること。
- (3) ビジネスマナー、個人情報保護等適切な研修体制が構築されていること。
- (4) 本業務の円滑な遂行のための労務管理体制が構築されていること。
- (5) 派遣労働者を決定した際、以下の項目についての管理台帳を作成し、派遣先へ提出すること。
 - ①派遣労働者の氏名
 - ②派遣労働者に関わる社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得届
- (6) 派遣労働者が退職する場合は、原則として2週間前までに派遣元から派遣先に報告すること。また、派遣労働者が退職したときには本業務に支障をきたさぬよう代替の労働者を確保すること。
- (7) 派遣労働者が、指揮命令に忠実に従い、職務の規律、秩序及び施設管理の諸原則、作業心得等を厳守し、就業の諸規則を違反しないように、教育指導等の適切な措置を講じること。
- (8) 本業務を行うに際して、派遣労働者から機密保持ほか適正な業務執行に関する誓約書を提出させること。誓約書については、任意書式とするが、上記4の派遣労働者の遵守事項に違反があった場合、派遣労働者個人も賠償等の責を負うものであることを記載すること。

なお、上記誓約書の写しを派遣先へ提出すること。
- (9) 上記4の派遣労働者の遵守事項に違反があった場合、派遣元も連帯してその責任を負うこと。

6 契約解除

以下のいずれかの事情が発生した場合は、派遣先はその理由を示して、契約を解除することが出来るものとする。

- (1) 不正行為があった場合
- (2) 正当な理由なく作業を著しく遅延し、また作業に着手しない場合
- (3) 正当な理由なく指揮命令に従わない場合
- (4) 作業状況が著しく誠意を欠くと認められる場合

7 その他

- (1) 派遣労働者が使用する本業務の処理に必要な施設、機器、備品、消耗品等は派遣先において準備する。ただし、これらの使用にあたっては、派遣労働者は庁舎管理上の指示事項を厳守するとともに、備品等の適切な管理に努めること。

なお、派遣労働者の重大な過失により被害を被ったときは、派遣元の責任において速やかに復元すること。

- (2) 派遣先及び派遣元は、本業務の円滑な遂行を図るほか、派遣労働者からの苦情の申し出に対し、相互に協力して当該苦情の適正かつ迅速な処理を図る者として、それぞれに事業責任者を置く。

①派遣労働者から苦情の申し出を受けたときは、直ちに各々の責任者へ連絡するものとし、各々の当該責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について、必ず派遣労働者へ通知するものとする。

②解決が容易であり即時に処理した苦情のほかは、相互に遅滞なく報告するとともに、密接な連絡調整を行いつつ、その解決を図るものとする。

(3) 派遣元はむやみに派遣労働者を交代してはならない。

(4) 派遣労働者が長期にわたる病気等により、派遣労働者の人員に欠員が生じる場合、派遣元は責任を持って代替要員の確保を図ること。その際には、同派遣労働者と同等の作業を求めることができる。

(5) 派遣労働者は、業務を行うにあたって善良な作業遂行を心がけ、信義に伴い誠実に作業を履行すること。

(6) 個人情報の管理については、次の事項を遵守すること。

①派遣労働者は、個人情報を漏洩又は紛失してはならない。

②派遣労働者は、個人情報を口外又は他の目的に使用してはならない。

③派遣労働者は、派遣先の許可なくして個人情報を取り扱ってはならない。

④派遣労働者は、公知の情報を除き、派遣期間終了後においても、個人情報に関する事項を第三者に開示又は複製若しくは漏洩してはならない。

⑤派遣元は、派遣労働者が派遣業務遂行に際して知り得た個人情報に関する事項を第三者に漏洩し、複製し、目的外に利用し、又は持ち出してはならないようにするため、派遣労働者に対して個人情報の秘密保持を遵守させるような必要な措置を講じること。

⑥派遣元は上記①から④の事象を遵守するための措置を講じ、当該措置について派遣先へ報告するものとするとともに、違反発生時には、即時に発生した日時、場所、対応状況を派遣先へ報告し、その指示に従うものとする。

(7) 緊急時に直ちに報告する必要がある場合は、派遣先へもれなく報告を行うこと。

8 その他、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて派遣先と派遣元が協議して定める。